

# 香港タックスアラート

(香港税務速報)

第15回 | 2023年8月



## オンショア持分処分益の課税確実性スキームと 拡大FSIE制度に関する政府の最新提案

### サマリー

香港税務局（以下、IRD）は最近、利害関係者との2回の会合を開き、提案する（1）オンショア持分処分益に対する課税確実性スキーム、（2）資産の処分に関する、域外からの所得に係る免税（以下、FSIE）制度の拡大に関する最新情報を提供した。

このタックスアラートでは、この2つの税制に関する政府の最新提案における主な変更点を要約し、我々の見解を共有する。



香港特別行政区（以下、香港）政府は、利害関係者からの意見を求めるために、今年の前半に次の2つのコンサルテーションペーパーを発表した。

- [オンショア持分処分益の課税確実性の強化に関するコンサルテーションペーパー](#)（2023年3月）
- [域外からの資産処分所得に対する香港のFSIE制度の改善に関するコンサルテーションペーパー](#)（2023年4月）

1つ目のコンサルテーションペーパーは、オンショア持分処分益の課税確実性スキームに関するものである。これは、持分処分前に少なくとも24ヶ月間、投資先企業の持分の15%以上を保有するという要件（ブライタインテスト）を満たした場合、非課税とみなされるというものである。この制度に関する政府の当初提案の詳細については、[2023年3月の香港タックスアラート第3回](#)を参照すること。

2つ目のコンサルテーションペーパーは、既存のFSIE制度の適用範囲拡大に関するものである。これは、欧州連合（以下、EU）が発行したFSIE制度に関する最新のガイダンスに従い、資産（持分以外）の処分から得られる香港の域外からの所得をFSIE制度の範囲に含めることを目的としている。この制度に関する政府の当初提案の詳細については、[2023年4月の香港タックスアラート第6回](#)を参照すること。

### 提案されている課税確実性スキームの主要な変更点/明確化された点

本年3月に公表されたコンサルテーションペーパーの記載事項と比較して、提案された課税確実性スキームの主要な変更点/明確化された点は以下のとおりである。

- 持分の定義-持分は、利益、資本又は準備金に対する権利を伴う持分であることに加えて、投資先事業体の帳簿で資本を構成していなければならない。
- 15%の持分割合の閾値は、グループベースで計算することができる。すなわち、投資企業及びその密接に関連する事業体（すなわち、「コントロールテスト」に基づいて決定される）が保有する持分は、15%の閾値を満たすために合算することができる。

- **分割処分は認められているが、24ヶ月の制限がある**—例えば、投資主体がA社持分の15%を24ヶ月間保有し、その後3回の処分(すなわち、1回ごとに5%)を行うとする。第2回および第3回の処分が第1回の処分から24ヶ月以内に行われたことを条件として、これらの処分前の保有割合が15%未満になったとしても、第2回および第3回の処分についても課税確実性スキームを適用することができる。
- **トレーディング目的の持分**は、持分割合の閾値15%を満たしているかどうかを判断する際にはカウントに含まれない。
- 「バジ・オブ・トレード」分析に従って、これまで税務上トレーディング目的の株式とみなされていた株式持分は、このスキームの対象とならない。以下は、このルールで想定される適用例である。

“投資主体は、2023年に被投資企業の株式200株を取得して保有した。2023年に保有していた150株を処分し、処分した150株はトレーディング目的の株式とみなされ、その処分によるオンショア所得が課税対象の所得となることをIRDと合意した。投資主体は残りの50株を2024年初めに処分し、2024年後半にさらに100株を取得すると仮定する。2024年初めに処分された50株は「過去に税務上トレーディング目的と評価された株式」とみなされる。2024年末に新たに取得した100株はそのようにはみなされない。”

- 以下の2つの条件が満たされる場合に、トレーディング目的の株式から資本性のある資産への保有意図の変更があったものとして、課税確実性スキームが適用可能となる。
  - a. 変更日時点の利息の市場価格が事業所得税目的で考慮されている（例えば、IROのセクション15BAに基づく場合）
  - b. 保有意図の変更日以降、15%の持分割合の閾値と24ヶ月の保有期間の要件が満たされている
- 不動産開発に従事する非上場の投資先企業のスキームからの除外に関して、以下の2点が強化される。
  - a. 不動産は「インフラストラクチャー」を除外して定義される。
  - b. 不動産開発の意味には、建物の商業的価値を維持するための改築や改装は含まれない。
- 不動産保有に従事する非上場投資先企業のスキームからの除外は、投資先企業が「不動産リッチ」企業であるかどうか（すなわち、投資先企業が保有する不動産の価値がその企業の総資産の価値の50%を超えているかどうか）を判断する際に、自らの営業または事業（不動産を賃貸する事業を含む）を行うために保有する不動産を区分することによって強化される。
- 50%の閾値を決定する際には、既存の統一基金免除制度と同様のアプローチが採用される。つまり、不動産の**直接的保有**、（別の事業体を介した）**間接的保有**の両方が考慮される。
- 投資先企業は、「不動産開発」または「不動産保有」活動のいずれか一方のみの除外および適用規則の対象となるべきであり、同時に両方を対象とすることはできない。
- 課税確実性スキームは持分(株式含む)の処分にのみ適用され、他の種類の資産には適用されない。

### KPMGの見解

我々は、政府が、課税確実性スキームをよりビジネスに適し、実行可能なものにするために、以前のコンサルテーション活動中に利害関係者から出された多くの推奨事項を取り入れたことを嬉しく思う。

我々は、IRDが修正提案に関連する多くの問題に引き続き取り組むと理解している。我々の見解では、さらに検討すべきいくつかの問題は以下の通りである。

- 15%の保有基準からトレーディング株式を除外する必要がある場合、納税者は、(もし該当する場合) 保有する持分のどの部分が「トレーディング目的の株式」とみなされるかに関する不確実性に直面する可能性がある。
- 現在提案されている不動産開発活動及び不動産保有活動の除外は、(i) 不動産の建設及び保有を行っている投資先企業が自己の営業又は事業を行うために(例えば、不動産を売却したり、ホテル事業でその不動産を使用したりすること)、及び(ii) 不動産の取得及び保有を行っている投資先企業が、類似の営業又は事業を行うために非対称的な取扱いを行う結果となる。

一括処分については、24ヶ月の制限が最初の処分から計算される場合、それは、最初の処分の後に残る持分を、より短い期間ではなく、より長く(すなわち24ヶ月以上)保有することを意味し、そのような持分は、実際には、課税確実性スキームの資格を有しない後続の処分となる。

### 提案されている拡大FSIE制度の主要な変更点/明確化された点

今年4月に発表されたコンサルテーション・ペーパーに記載されたものと比べ、提案された拡大FSIE制度の主な変更点/明確化された点は以下の通り。

- トレーダーが売却した際の所得をFSIE制度の範囲外とするカーブアウトは、拡大FSIE制度が発効した時点、すなわち2024年1月1日以降に発生した、持分やその他の種類の資産の売却益に適用されるが、知的財産 (IP) 資産の売却益には適用されない。
- 「トレーダー」とは、通常取引において財産を販売し、又は販売の申込みをする者をいう。
- EUは、(i) 処分された資産のコストのリベース、(ii) 保有期間が長いほど課税利得を減少させる漸減控除、(iii) 処分益にかかる税金負債を削減するといった、その他の軽減措置の提案を却下している。
- グループ内取引に関する軽減措置
  - a. IRDは、発行済株式資本による方法に加えて、関連性を75%の閾値を使用して証明するという他の方法を受け入れる予定である。
  - b. 次の2つの条件が満たされない場合、軽減措置は取り消される。(i) 譲渡人および譲受人の両方が譲渡後6年間は香港事業所得の課税範囲内にあること、(ii) 譲渡人および譲受人の関係が2年間維持されること。

### KPMGの見解

我々は、「香港における実質的な事業活動」へ言及せずに、トレーダーとしての売却益をFSIE制度から除外するという、明瞭な修正内容について歓迎する。トレーダーが香港事業所得の課税対象となり、FSIE制度が適用されるためには、トレーダーが香港で取引または事業を行っている必要があることは理解可能である。香港で取引または事業を行っていることと、香港で利益創出活動を行っていることを区別することは、多国籍企業(MNE)傘下の事業体が、トレーダーとしての除外要件に該当する一方で、他方では資産処分取引による売却益に対してオフショア請求を行うことが可能であることを示唆している。

また、グループ内取引に関する軽減措置として、発行済み株式資本に加え、他の組織形態を検討するという利害関係者の要望に対する政府の前向きな対応も称賛する。これにより、商業セクターの企業が使用する様々な法人形態に対応できるようになると思われる。

[香港タックスアラート第13回 \(2023年6月\)](#)で紹介した通り、シンガポールは、シンガポール内で受け取った外国資産の処分益への課税制度を2024年1月1日から導入する。我々は、(i) 香港政府がシンガポールで提案されている制度を十分に認識していること、(ii) [法案](#)に記載されている現在提案中の制度の特徴の一部が EU レビュー対象となる可能性があることを理解している。例えば、ネクサスアプローチの代わりに経済的実体 (ES) 要件が知的財産の処分益の非課税要件として採用される点、(ii)シンガポール内外の対象事業体が負担した事業支出がシンガポールでの経済的実体の合理性を評価する際に考慮される点などである。

### 次のステップ

香港政府は、上記の2つの制度に関する税制法案を今年10月に立法会に提出する予定で、今年末までに法案を成立させ、2024年1月1日から2つの制度を施行することを目指している。

それまでの間、我々は、提案されている制度の未解決の問題への対処方法や、制度をより有用で実行可能なものにするためのその他の可能な強化について、引き続き政府にコメントや提案を提供していく予定である。制度の影響を受ける可能性のある企業グループも、この機会を利用して政府に情報を提供すべきである。

## Hong Kong (SAR) Tax Alert

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



**Vivian Chen**  
陳 蔚  
Head of GJP China Tax  
Tel:+86 755 2547 1198  
[vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)



**Lisa Li**  
李 輝  
Partner  
Tel:+86 10 8508 7638  
[lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)



**Jie Xu**  
徐 潔  
Partner  
Tel:+86 21 2212 3678  
[jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)



**Rui Matsuo**  
松尾 塁  
Senior Manager  
Tel:+ 852 2978 8924  
[rui.matsuo@kpmg.com](mailto:rui.matsuo@kpmg.com)



**Deborah Leung**  
梁 秀章  
Senior Manager  
Tel:+ 852 2685 7742  
[deborah.leung@kpmg.com](mailto:deborah.leung@kpmg.com)



**Sayaka Makiyama**  
牧山 紗綾花  
Manager  
Tel:+ 852 2685 7548  
[sayaka.makiyama@kpmg.com](mailto:sayaka.makiyama@kpmg.com)



**Taro Mitani**  
見谷 太郎  
Manager  
Tel:+ 852 3927 5780  
[taro.mitani@kpmg.com](mailto:taro.mitani@kpmg.com)



**Takayuki Ogawa**  
小河 孝之  
Manager  
Tel:+ 852 3927 5525  
[takayuki.ogawa@kpmg.com](mailto:takayuki.ogawa@kpmg.com)



**Masatoshi Okumura**  
奥村 雅敏  
Manager  
Tel:+ 852 2685 7584  
[masatoshi.okumura@kpmg.com](mailto:masatoshi.okumura@kpmg.com)



**Yasuhito Otsuka**  
大塚 靖仁  
Manager  
Tel:+ 852 2685 7455  
[yasuhito.otsuka@kpmg.com](mailto:yasuhito.otsuka@kpmg.com)

[kpmg.com/cn/socialmedia](https://kpmg.com/cn/socialmedia)



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:  
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2023 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.